

原子力事故による損害について

平成23年5月31日
飯舘村長 菅野 典雄

1. 事故発生直後から続く高い放射線量による健康の懸念

- ・ 3月15日以降高い放射線量の継続。
- ・ 一時は1日当たり1mSv前後の高い線量にもかかわらず、数日間通知されず。その中で避難民の受け入れ、炊き出し、物資供給など全村で活動。内部被ばくのおそれも高い。
- ・ その後も、避難指示等ないまま、高い線量の中で子供も含め村内で生活を継続。
- ・ 4月22日に計画的避難指示。
- ・ 5月11日には、一部地区で20mSvを超える積算線量。

2. 避難等による生活の制約

- ・ 住み慣れた家や土地の使用を制限され、見通しもなく不便な生活を強いられる苦痛。
- ・ 精神的損害の賠償は、避難指示の解除までの期間にも比例したものとすべき。

3. 農業・商工業の休廃業や移転による困窮

- ・ 約240戸、3,200頭の牛を売却、移管等。飯舘牛ブランドの危機。
- ・ 商工業は、賠償額の確約もないまま休業や移転を余儀なくされた。
- ・ 早期の仮払いと、賠償額の具体的な算定方法の早期策定が必要。
- ・ 移転後の収益や収入が無暗に賠償額から差し引かれないよう手当てすべき。

4. 長期化する場合の対策

- ・ 村にいつ戻って来られるのか、誰にもわからない。賠償の期間も明らかでない。
- ・ 目安の年数も示されない中で、各自が自分の生活設計すらできない。
- ・ 例えば2年以内の解除が期待できない区域は、土地収用に準じた制度ができないか。

5. 解除後の復興に向けた取り組み

- ・ 避難解除後の村民の生活の復興を目指しているが、長期的な風評被害が心配される。
- ・ 一度避難で移り住んだ住民、特に若い世代は村に戻ってこないおそれも強い。コミュニティが維持できなければ、村内の生活基盤は崩壊する。